

■ 構造計算適合性判定手数料の区分と額について（申請する指定構造計算適合性判定機関に直接お支払ください。）

構造計算に係る部分の床面積	大臣認定プログラムを使用しない場合 (手計算等)	大臣認定プログラムを使用した場合
	建築基準法第 20 条第 2 号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定	法第 20 条第 2 号イまたは第 3 号イの構造計算が同条第 2 号イまたは第 3 号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定
1,000 m ² 以内のもの	160,000 円	120,000 円
1,000 m ² 超～ 2,000 m ² 以内のもの	210,000 円	150,000 円
2,000 m ² 超～ 10,000 m ² 以内のもの	240,000 円	160,000 円
10,000 m ² 超～ 50,000 m ² 以内のもの	320,000 円	200,000 円
50,000 m ² 超～	580,000 円	320,000 円